

給実甲第1343号

令和7年2月12日

人事院事務総長

給実甲第151号の一部改正について（通知）

給実甲第151号（通勤手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<u>通勤手当の運用</u> について下記のとおり定めたので、これによって <u>ください</u> 。	<u>人事院規則9—24（通勤手当）</u> <u>（以下「規則」という。）</u> の運用について下記のとおり定めたので、これによって <u>実施してください</u> 。

記

給与法第12条関係

- 1 この条の第5項の「運賃等相当額」には、人事院規則9—24（通勤手当）（以下「規則9—24」という。）第8条の3第3号に掲げる職員に係るものは含まないものとする。
- 2 この条の第5項の「第2項第2号に定める額」には、規則9—24第8条の3第2号に掲げる職員に係るものは含まないものとする。

規則第2条関係

- 1 この条の第1項の「勤務官署」には、職員が長期間の研修等のための旅行をする場合であって、当該研修等及び行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（規則第4条関係第3項及び規則第19条関係第2項において「行政機関の休日」という。）により月の初日から末日までの

記

（新設）

第2条関係

- 1 この条の第1項の「勤務官署」には、職員が長期間の研修等のための旅行をする場合であって、当該研修等が月の初日から末日までの期間の全日数にわたるときにおける当該研修等に係る施設を含むものとする。ただし、当該職員が当該施設に宿泊している場合等であって、通勤していると認められないときは、この限りでない。

期間の全日数にわたり当該月に  
通常の勤務官署に勤務しないこ  
ととなるときにおける当該研修  
等に係る施設を含むものとする。  
ただし、当該職員が当該施設に  
宿泊している場合等であつて、  
通勤していると認められない  
ときは、この限りでない。

2 (略)

#### 規則第3条関係

1～3 (略)

4 通勤届の様式は、別紙第1の  
とおりとする。ただし、各庁の  
長（一般職の職員の給与に關する  
法律（昭和25年法律第95  
号。以下「給与法」という。）  
第7条に規定する各庁の長又は  
その委任を受けた者をいう。以下  
同じ。）は、通勤手当の支給  
に關し支障のない範囲内で、様  
式中の各欄の配列を変更し又は  
各欄以外の欄を設定する等当該  
様式を変更し、これによること  
ができる。

5 (略)

#### 規則第4条関係

2 (略)

#### 第3条関係

1～3 (略)

4 通勤届の様式は、別紙第1の  
とおりとする。ただし、各庁の  
長（その委任を受けた者を含  
む。以下同じ。）は、通勤手当  
の支給に關し支障のない範囲内  
で、様式中の各欄の配列を変更  
し又は各欄以外の欄を設定する  
等当該様式を変更し、これによ  
ることができる。

5 (略)

#### 第4条関係

- 1 (略)
- 2 前項に規定する通勤手当認定簿の様式については、規則第3条関係第4項ただし書に規定する通勤届の様式の例に準じて取り扱うものとする。
- 3 給与法第12条第1項の職員が各庁の長を異にして異動した場合には、異動前の各庁の長は当該職員の通勤手当認定簿の写しを異動後の各庁の長に送付するものとする。離職の日又はその翌日（当該翌日が行政機関の休日に当たるときは、当該翌日において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。）に各庁の長を異にして新たに俸給表の適用を受けることとなる場合についても、同様とする。

規則第6条関係

(略)

規則第8条関係

- 1 この条の第1項第1号口の「人事院の定める額」は、定期券（規則9—24第4条第1項

- 1 (略)
- 2 前項に規定する通勤手当認定簿の様式については、第3条関係第4項ただし書に規定する通勤届の様式の例に準じて取り扱うものとする。
- 3 給与法第12条第1項の職員が各庁の長を異にして異動した場合には、異動前の各庁の長は当該職員の通勤手当認定簿の写しを異動後の各庁の長に送付するものとする。

第6条関係

(略)

第8条関係

- 1 この条の第1項第1号口の「人事院の定める額」は、定期券（規則第4条第1項に規定す

に規定する定期券をいう。以下同じ。)の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に支給単位期間(給与法第12条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)の月数を乗じて得た額(以下この項及び規則第18条関係第8項において「6箇月超定期券支給基本額」という。)とする。ただし、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6箇月超定期券支給基本額の合計額が当該定期券の価額に達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る同号口の「人事院の定める額」は、当該定期券の価額から当該定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における6箇月超定期券支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

る定期券をいう。以下同じ。)の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に支給単位期間(給与法第12条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)の月数を乗じて得た額(以下「6箇月超定期券支給基本額」という。)とする。ただし、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6箇月超定期券支給基本額の合計額が当該定期券の価額に達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る同号口の「人事院の定める額」は、当該定期券の価額から当該定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における6箇月超定期券支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

3 この条の第1項第2号の「1箇月当たりの平均通勤所要回数」は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数とする。この場合において1位未満の端数があるときは、その端数は切り上げるものとする。

4 この条の第1項第3号の「人事院の定める普通交通機関等」は、通勤に利用し得る普通交通機関等がタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定するタクシーをいう。以下この項において同じ。）又はハイヤー（同法第2条第2項に規定するハイヤーをいう。以下この項において同じ。）以外にない場合において、これらを利用して通勤することを常例とするとき（通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用するときを除く。）におけるタクシー又はハイヤーとし、同号の「人事院の定める額」は、

3 この条の第1項第2号の「1箇月当たりの平均通勤所要回数」は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数とする。この場合において1位未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

4 この条の第1項第3号の「人事院の定める普通交通機関等」は、通勤に利用し得る普通交通機関等がタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定するタクシーをいう。以下同じ。）又はハイヤー（同法第2条第2項に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）以外にない場合において、これらを利用して通勤することを常例とするとき（通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用するときを除く。）におけるタクシー又はハイヤーとし、同号の「人事院の定める額」は、原則として、これらの利用

原則として、これらの利用距離に応じた給与法第12条第2項第2号の規定の例による額とする。

#### 規則第8条の2関係

この条の第1項の「1箇月当たりの平均通勤所要回数」は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数とする。この場合において1位未満の端数があるときは、その端数は切り上げるものとする。

#### 規則第10条関係

1 この条の「通勤の実情に変更を生ずる」とは、例えば、通常の通勤の経路及び方法による場合には官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（規則第11条関係第2項及び規則第15条関係第7項において「異動等」という。）の前よりも通勤時間、通勤距離又は利用する交通機関等の数が増加することとなることなどが含まれる。

2 この条の「通勤事情の改善」には、新幹線鉄道等を利用しな

距離に応じた給与法第12条第2項第2号の規定の例による額とする。

#### 第8条の2関係

この条の第1項の「1箇月当たりの平均通勤所要回数」は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数とする。

(新設)

いで通勤するものとした場合に比べて、新幹線鉄道等を利用して通勤するものとした場合の通勤時間が長くなる時は含まれないものとする。

規則第 1 1 条関係

1 この条の第 2 号の「駅等」には、新幹線鉄道等の特別急行列車の停車駅及び高速自動車国道のインターチェンジ（高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設をいう。）などが含まれる。

2 この条の第 3 号の「人事院がこれらに準ずる住居であると認めるもの」は、異動等の直前の勤務官署において、人事院規則 9—8 9（単身赴任手当）第 5 条第 2 項第 2 号の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事院が認める職員であった者が、当該異動又は官署の移転に伴い、職務の遂行上住居を移転する直前の居住地に転居した場合における当該転居後の住居そ

第 1 1 条関係

（新設）

「人事院がこれに準ずると認める住居」は、官署を異にする異動又は在勤する官署の移転の直前の勤務官署において、人事院規則 9—8 9（単身赴任手当）第 5 条第 2 項第 2 号の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事院が認める職員であった者が、当該異動又は官署の移転に伴い、職務の遂行上住居を移転する直前の居住地に転居した場合における当該転居後の住居その他これに類する住居

その他これに類する住居として事務総長が認める住居とする。

(削る)

として事務総長が認める住居とする。

#### 第12条関係

「人事院が認めるものであること」は、次の各号に掲げるものとする。

一 新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。

以下この号及び次号において同じ。）を利用しないで交通機関を利用して通勤するものとした場合において、当該交通機関について始業の時刻前

1時間以内に勤務官署への到着ができるような運行がされていないときに、新幹線鉄道等を利用することにより当該到着から始業の時刻までの時間が30分以上短縮されること

と及び新幹線鉄道等を利用した場合における通勤時間が新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤時間以下であること。

二 新幹線鉄道等を利用しないで交通機関を利用して通勤す

るものとした場合において、  
当該交通機関を利用するため  
に遅くとも勤務官署を出発し  
なければならない時刻が終業  
の時刻後1時間以内となるよ  
うな運行がされていないとき  
に、新幹線鉄道等を利用する  
ことにより終業の時刻から当  
該出発しなければならない時  
刻までの時間が30分以上短  
縮されること及び新幹線鉄道  
等を利用した場合における通  
勤時間が新幹線鉄道等を利用  
しないで通勤するものとした  
場合における通勤時間以下で  
あること。

三 事務総長が前2号のいずれ  
かに準ずると認めるものであ  
ること。

#### 規則第12条関係

1 この条の第3項において準用  
する規則9—24第8条第1項  
第1号口の「人事院の定める  
額」は、新幹線鉄道等に係る定  
期券の価額を当該定期券の通用  
期間の月数で除して得た額（そ

#### 第13条関係

1 この条の第3項において準用  
する規則第8条第1項第1号口  
の「人事院の定める額」は、新  
幹線鉄道等に係る定期券の価額  
を当該定期券の通用期間の月数  
で除して得た額（その額に1円

の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に支給単位期間の月数を乗じて得た額(以下この項及び規則第18条関係第8項において

「6箇月超新幹線等定期券支給基本額」という。)とする。ただし、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6箇月超新幹線等定期券支給基本額の合計額が当該定期券の価額に達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る同号口の「人事院の定める額」は、当該定期券の価額から当該定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における6箇月超新幹線等定期券支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

2 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が6箇

未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に支給単位期間の月数を乗じて得た額の2分の1に相当する額(以下

「6箇月超新幹線等定期券支給基本額」という。)とする。ただし、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6箇月超新幹線等定期券支給基本額の合計額が当該定期券の価額の2分の1に相当する額に達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る同号口の「人事院の定める額」は、当該定期券の価額の2分の1に相当する額から当該定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における6箇月超新幹線等定期券支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

2 新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等又は橋等に係る定期券が6箇月を超

月を超えない通用期間で一体として発行されているとき（規則第18条関係第3項において「通用期間が6箇月を超えない一体定期券が発行されている場合」という。）における給与法第12条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（次項、規則第17条関係第3項及び規則第18条関係第8項において「特別料金等相当額」という。）は、通用期間を支給単位期間と同じくする特別料金等の額が含まれた定期券の価額と当該定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額との差額又は特別料金等の額が含まれた通勤21回分（在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員交替制勤務にあつては、1箇月当たりの平均通勤所要回数分。以下この項並びに規則第18条関係第7項及び第8項において同じ。）の運賃等の額と距離制等による通常の通勤21

えな通用期間で一体として発行されているとき（以下「通用期間が6箇月を超えない一体定期券が発行されている場合」という。）における給与法第12条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額（以下「特別料金等2分の1相当額」という。）は、通用期間を支給単位期間と同じくする特別料金等の額が含まれた定期券の価額と当該定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額との差額の2分の1に相当する額又は特別料金等の額が含まれた通勤21回分（在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員交替制勤務にあつては、1箇月当たりの平均通勤所要回数分。以下同じ。）の運賃等の額と距離制等による通常の通勤21回分の運賃等の額との差額の2分の1に相当する額とする。

回分の運賃等の額との差額とする。

- 3 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が6箇月を超える通用期間で一体として発行されているとき（規則第18条関係第5項及び第6項において「通用期間が6箇月を超える一体定期券が発行されている場合」という。）における特別料金等相当額（以下この項において「6箇月超特別料金等相当額」という。）は、特別料金等の額が含まれた定期券（以下この項及び規則第18条関係第6項において「6箇月超特別料金等定期券」という。）の価額を当該6箇月超特別料金等定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額と当該6箇月

- 3 新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等又は橋等に係る定期券が6箇月を超える通用期間で一体として発行されているとき（以下「通用期間が6箇月を超える一体定期券が発行されている場合」という。）における特別料金等2分の1相当額（以下「6箇月超特別料金等2分の1相当額」という。）は、特別料金等の額が含まれた定期券（以下「6箇月超特別料金等定期券」という。）の価額を当該6箇月超特別料金等定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額と当該6箇月超特別料金等定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額を当該通常の

超特別料金等定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額を当該通常の定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額との差額（以下この項において「6箇月超特別料金等相当額支給基本額」という。）とする。ただし、6箇月超特別料金等定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6箇月超特別料金等相当額支給基本額の合計額が当該6箇月超特別料金等定期券の価額と当該6箇月超特別料金等定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額との差額（以下この項において「6箇月超特別料金等差額相当額」という。）を超え、又はこれに達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る6箇月超特別料金等相当額は、6箇月超特別料金等差額相

定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額との差額の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「6箇月超特別料金等2分の1相当額支給基本額」という。）とする。ただし、6箇月超特別料金等定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6箇月超特別料金等2分の1相当額支給基本額の合計額が当該6箇月超特別料金等定期券の価額と当該6箇月超特別料金等定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額との差額の2分の1に相当する額（以下「6箇月超特別料金等差額2分の1相当額」という。）を超え、又はこれに達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る6箇月超特別料金等2分の

当額から当該6箇月超特別料金等定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における6箇月超特別料金等相当額支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

#### 規則第13条関係

この条の第2号の「駅等」は、規則第11条関係第1項に定めるところと同様とする。

#### 規則第14条関係

1 この条の「通勤事情の改善」は、規則第10条関係第2項に定めるところと同様とする。

2 この条の第2号の「通勤の実情に変更を生ずる」は、規則第10条関係第1項に定めるところと同様とする。

#### 規則第15条関係

1 この条の第1項の「通勤事情の改善」は、規則第10条関係第2項に定めるところと同様とする。

2 この条の第1項第1号の「通

1相当額は、6箇月超特別料金等差額2分の1相当額から当該6箇月超特別料金等定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における6箇月超特別料金等2分の1相当額支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

#### 第14条関係

「人事院がこれに準ずると認める住居」は、第11条関係に定めるところと同様とする。

(新設)

#### 第16条関係

1 第1号の「人事院がこれに準ずると認める住居」は、第11条関係に定めるところと同様とする。

(新設)

勤の実情に変更を生ずる」は、規則第10条関係第1項に定めるところと同様とする。

3 この条の第1項第2号及び第3号の「満18歳に達する日」 (新設)  
とは、満18歳の誕生日の前日をいう。

4 この条の第1項第3号の「これらに相当するもの」 (新設)  
には、民間企業等に勤務する配偶者が勤務地を異にする異動又は配偶者が在勤する民間企業等の事業所等の移転を含み、配偶者の転職により異なる民間企業等に勤務することに伴い、勤務地を異にする事業所等に勤務することとなることは含まないものとする。

5 この条の第1項第3号の「職員及び配偶者の通勤を考慮した地域」 (新設)  
には、例えば、職員の勤務官署と配偶者の勤務官署との中間地点に当たる地域や、職員及び配偶者のそれぞれの通勤距離又は通勤時間が同等程度となる地域並びに職員又は配偶者の

勤務官署が所在する地域を含み、転居により職員及び配偶者の勤務官署等のいずれかからも離れることとなるような地域は含まないものとする。

6 この条の第1項第4号の「近隣の住居」は、職員又は配偶者の父母の住居から徒歩により移動するものとした場合の距離が2キロメートル未満の範囲内にある住居をいう。

7 この条の第1項第5号の「人事院の定める職員」は、次に掲げる職員とする。

一 異動等にに伴い転居したことがある職員で、過去6年以内において当該異動等の直前に居住していた住居（規則9—24第11条に規定する住居を含む。）に再び転居したもののうち、給与法第12条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該居住していた住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担する

(新設)

2 第3号の「人事院の定める職員」は、次に掲げる職員とする。

一 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（以下「異動等」という。）に伴い転居したことがある職員で、過去6年以内において当該異動等の直前に居住していた住居（新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路が異なる住居を含む。）に再び転居したもののうち、給与法第12条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該居住してい

ことを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると事務総長が認めるものに限る。）及びこれに準ずる職員として事務総長が定める職員

二 検察官であった者又は給与法第11条の7第3項に規定する行政執行法人職員等であった者から人事交流等により俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、検察官又は行政執行法人職員等としての在職を俸給表の適用を受け

た住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が規則第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると事務総長が認めるものに限る。）及びこれに準ずる職員として事務総長が定める職員

二 検察官であった者又は給与法第11条の7第3項に規定する行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、検察官又は行政執行法人職員等としての在職を俸給表の適

る職員としての在職と、その間の勤務箇所を給与法第12条第3項又は前号の官署とみなした場合に、当該人事交流等により俸給表の適用を受ける前から引き続き同項若しくは同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員又は当該適用以後に同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

三 派遣法第2条第1項の規定による派遣、官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の3第1項若しくは第89条の3第1項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派

用を受ける職員としての在職と、その間の勤務箇所を給与法第12条第3項又は前号の官署とみなした場合に、当該人事交流等により俸給表の適用を受ける前から引き続き同項若しくは同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員又は当該適用以後に同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

三 法第60条の2第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものという。以下この号において「定年前再任用」という。）をされた職員、派遣法第2条第1項の規定による派遣、官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の3第1項若しくは第89条の3第1項の規定による派遣、

遣、令和七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定による派遣若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第15条第1項の規定による派遣（以下この号において「国際機関等派遣等」という。）から職務に復帰した職員又は人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職（以下この号において単に「休職」という。）から復職した職員のうち、国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所又は休職の期間中の勤務箇所を給与法第12条第3項又は第1号の官署とみなした場合に、当該職務への復帰若しくは休職からの復職前からは引き続き同項若しくは同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員又は当該職務への復帰若しくは休職からの復職以後に同号に規定する職員たる要件に該当することと

令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派遣、令和七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定による派遣若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第15条第1項の規定による派遣（以下この号において「国際機関等派遣等」という。）から職務に復帰した職員又は人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職（以下この号において単に「休職」という。）から復職した職員のうち、定年前再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所、国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所又は休職の期間中の勤務箇所を給与法第12条第3項又は第1号の官署とみなした場合に、

なる職員

四 給与法第12条第3項第1号に規定する新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給される職員から引き続いてこの条の第1項第4号に規定する職員となった者で、同号に規定する介護の終了等に伴い、同号の規定が適用される直前に居住していた住居に再び転居したもののうち、同法第12条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特

定年前再任用（直近のものに限る。）、当該職務への復帰若しくは休職からの復職前から引き続き同項若しくは同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員又は当該定年前再任用、当該職務への復帰若しくは休職からの復職以後に同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

四 官民人事交流法第2条第4項に規定する交流採用をされたことを第1号の異動等とみなした場合に、同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

別料金等を負担することを常  
例とするもの（新幹線鉄道等  
を利用しないで通勤するもの  
とした場合における通勤距離  
が60キロメートル以上若し  
くは通勤時間が90分以上で  
あるもの又は交通事情等に照  
らして通勤が困難であると事  
務総長が認めるものに限  
る。）

8 この条の第2項第2号の「駅  
等」は、規則第11条関係第1  
項に定めるところと同様とす  
る。

(削る)

(新設)

第18条関係

1 この条の第3項において準用  
する規則第8条第1項第1号ロ  
の「人事院の定める額」は、橋  
等に係る定期券の価額を当該定  
期券の通用期間の月数で除して  
得た額（その額に1円未満の端  
数があるときは、その端数を切  
り捨てた額）に支給単位期間の  
月数を乗じて得た額（以下「6  
箇月超橋等定期券支給基本額」  
という。）とする。ただし、当

該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6箇月超橋等定期券支給基本額の合計額が当該定期券の価額に達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る同号口の「人事院の定める額」は、当該定期券の価額から当該定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における6箇月超橋等定期券支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

2 通用期間が6箇月を超えない一体定期券が発行されている場合における給与法第12条第5項第1号に規定する特別運賃等の額に相当する額（以下「特別運賃等相当額」という。）は、通用期間を支給単位期間と同じくする特別運賃等の額が含まれた定期券の価額と当該定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額との差額又は特別運賃等の額が含まれた通勤21回分の運賃等の額と距離

制等による通常の通勤 2 1 回分の運賃等の額との差額とする。

- 3 通用期間が 6 箇月を超える一体定期券が発行されている場合における特別運賃等相当額（以下「6 箇月超特別運賃等相当額」という。）は、特別運賃等の額が含まれた定期券（以下「6 箇月超特別運賃等定期券」という。）の価額を当該 6 箇月超特別運賃等定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額と当該 6 箇月超特別運賃等定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額を当該通常の定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額との差額（以下「6 箇月超特別運賃等相当額支給基本額」という。）とする。ただ

し、6箇月超特別運賃等定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6箇月超特別運賃等相当額支給基本額の合計額が当該6箇月超特別運賃等定期券の価額と当該6箇月超特別運賃等定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額との差額（以下「6箇月超特別運賃等差額相当額」という。）を超え、又はこれに達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る6箇月超特別運賃等相当額は、6箇月超特別運賃等差額相当額から当該6箇月超特別運賃等定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における6箇月超特別運賃等相当額支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

（新設）

規則第16条関係

この条の第2項又は第3項の規定により「その際支給する」場合には、その日以後において計理上処理できる限り速やかに支給する

ものとする。

規則第 17 条関係

- 1 (略)
- 2 この条の第 1 項ただし書（この条の第 2 項において準用する場合を含む。）の「15 日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、給実甲第 580 号（扶養手当の運用について）規則第 5 条関係第 3 項及び第 4 項の規定の例によるものとする。
- 3 この条の第 2 項の「その額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合」とは、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、普通交通機関等に係る通勤手当にあつては給与法第 12 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当にあつては特別料金等相当額を

第 19 条関係

- 1 (略)
- 2 この条の第 1 項ただし書（この条の第 2 項において準用する場合を含む。）の「15 日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、給実甲第 580 号（扶養手当の運用について）給与法第 11 条の 2 及び規則第 3 条関係第 3 項及び第 4 項の規定の例によるものとする。
- 3 この条の第 2 項の「その額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合」とは、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、普通交通機関等に係る通勤手当にあつては給与法第 12 条第 2 項第 1 号に規定する1 箇月当たりの運賃等相当額、新幹線鉄道等に係る通勤手当にあつては同条第 3 項第 1 号に規定する 1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額

その支給単位期間の月数で除して得た額が改定されることとなった場合等をいう。

4 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当（次項の通勤手当を除く。）を支給されている場合において、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日（通用期間が6箇月を超える定期券の価額の改定にあつては、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間のうち最後の支給単位期間に係る最後の月の末日）を、当該改定に係るこの条の第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

5 規則9—24第16条第4項に規定する通勤手当を支給されている場合において、同項に規

が改定されることとなった場合等をいう。

4 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等を利用するものとして通勤手当（次項の通勤手当を除く。）を支給されている場合において、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日（通用期間が6箇月を超える定期券の価額の改定にあつては、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間のうち最後の支給単位期間に係る最後の月の末日）を、当該改定に係るこの条の第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

5 規則第18条の2第4項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合において、当該各号に

定する期間（以下この項並びに規則第18条関係第7項及び第8項において「最長支給単位期間」という。）中に当該通勤手当に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る運賃等又は特別料金等の額が改定されたときは、最長支給単位期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係るこの条の第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

#### 規則第18条関係

- 1 この条の第2項第1号イに規定する事由発生日（以下この規則第18条関係において「事由発生日」という。）が支給単位期間に係る最後の月であること等により、同号イに規定する払戻金相当額（第3項において「払戻金相当額」という。）、規則第18条関係第4項第1号イに規定する支給単位期間における残価額、同号ロに規定する支給単位期間における特別料金等残価額が零となる場合におけ

定める期間中に当該通勤手当に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る運賃等又は特別料金等の額が改定されたときは、当該各号に定める期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係るこの条の第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

#### 第19条の2関係

- 1 この条の第2項第1号イに規定する事由発生日（以下「事由発生日」という。）が支給単位期間に係る最後の月であること等により、同号イに規定する払戻金相当額（第3項及び第4項第2号イ(2)において「払戻金相当額」という。）、この条の第3項第1号イに規定する払戻金2分の1相当額（第8項及び第9項第2号イ(2)において「払戻金2分の1相当額」という。）、この条の第4項第1号

るこれらの規定に定める額は、  
零となる。

2 (略)

3 通用期間が6箇月を超えない  
一体定期券が発行されている場  
合における払戻金相当額は、次  
の各号に掲げる定期券の区分に  
応じ、当該各号に定める額の合  
計額とする。

二 普通交通機関等に係る定期  
券 距離制等による通常の定  
期券の運賃等の払戻しを事由  
発生月の末日にしたものとし  
て得られる額（次号及び次項  
において「普通交通機関等払  
戻金相当額」という。）

の「得られる額」、第4項第1  
号に規定する支給単位期間にお  
ける残価額、第9項第1号に規  
定する支給単位期間における特  
別料金等2分の1残価額又は第  
14項第1号に規定する支給単  
位期間における特別運賃等残価  
額が零となる場合におけるこれ  
らの規定に定める額は、零とな  
る。

2 (略)

3 通用期間が6箇月を超えない  
一体定期券が発行されている場  
合における普通交通機関等につ  
いての払戻金相当額は、距離制  
等による通常の定期券の運賃等  
の払戻しを事由発生月の末日に  
したものとして得られる額とす  
る。

(新設)

二 新幹線鉄道等に係る定期券

特別料金等が含まれた定期券の運賃等の払戻しを事由発生月の末日にしたものとして得られる額と普通交通機関等払戻金相当額との差額（次項において「特別料金等払戻金相当額」という。）

4 この条の第2項第1号ロの「人事院の定める額」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 通用期間が6箇月を超える定期券のみを使用している場合 この条の第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号に規定する改定がなされた後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額（規則9—24第16条第4項に規定する1箇月当たりの通勤手当算出基礎額をいう。以下この項において同じ。）が15万円を

（新設）

4 この条の第2項第1号ロの「人事院の定める額」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 通用期間が6箇月を超える定期券のみを使用している場合 この条の第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5千円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利

超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、次に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

イ 普通交通機関等に係る定期券 定期券の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得られる額（以下この項、第5項及び第8項において「支給単位期間における残価額」という。）

ロ 新幹線鉄道等に係る定期券 定期券の特別料金等の

用する全ての普通交通機関等につき、定期券の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得られる額（以下「支給単位期間における残価額」という。）

（新設）

（新設）

価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額  
(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得られる額（以下この項、第6項及び第8項において「支給単位期間における特別料金等残価額」という。）

二 通用期間が6箇月を超える定期券と通用期間を支給単位期間と同じくする定期券とを併用している場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ この条の第1項第2号に掲げる事由が生じた場合  
当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等につき、次に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額（同号に規定する改定がなされた後に1箇月当

二 通用期間が6箇月を超える定期券と通用期間を支給単位期間と同じくする定期券とを併用している場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ この条の第1項第2号に掲げる事由が生じた場合  
当該事由に係る普通交通機関等につき、次に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5千円を

たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、次に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額)

(1) 通用期間が6箇月を超える定期券 普通交通機関等に係る定期券に係る支給単位期間における残価額及び新幹線鉄道等に係る定期券に係る支給単位期間における特別料金等残価額の合計額

(2) 通用期間を支給単位期間と同じくする定期券 普通交通機関等払戻金相当額及び特別料金等払戻金相当額の合計額

ロ この条の第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合 その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等に

超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等につき、次に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額)

(1) 通用期間が6箇月を超える定期券 支給単位期間における残価額

(2) 通用期間を支給単位期間と同じくする定期券 払戻金相当額

ロ この条の第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合 その者の利用する全ての普通交通機関等につき、イ(1)及び(2)

つき、イ(1)及び(2)に掲げる  
定期券の区分に応じ、それ  
ぞれイ(1)又は(2)に定める額  
の合計額

5 (略)

6 通用期間が6箇月を超える一  
体定期券が発行されている場合  
における支給単位期間における  
特別料金等残価額は、6箇月超  
特別料金等定期券の価額を当該  
6箇月超特別料金等定期券の通  
用期間の月数で除して得た額  
(その額に1円未満の端数があ  
るときは、その端数を切り捨て  
た額)に事由発生月の翌月から  
支給単位期間に係る最後の月ま  
での月数を乗じて得られる額と  
当該6箇月超特別料金等定期券  
と同じ通用期間の距離制等によ  
る通常定期券の価額を当該通  
常定期券の通用期間の月数で  
除して得た額(その額に1円未  
満の端数があるときは、その端  
数を切り捨てた額)に事由発生  
月の翌月から支給単位期間に係  
る最後の月までの月数を乗じて

に掲げる定期券の区分に応  
じ、それぞれイ(1)又は(2)に  
定める額の合計額

5 (略)

(新設)

得られる額との差額とする。

7 この条の第2項第2号イの「人事院の定める額」は、次に掲げる額の合計額とする。

一 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等及び新幹線鉄道等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額

二 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等及び新幹線鉄道等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額にこの条の第2項第2号イに規定する月数（次号及び次項において「残月数」という。）を乗じて得た額

6 この条の第2項第2号ロの「人事院の定める額」は、次に掲げる額の合計額（規則第18条の2第4項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合にあっては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額）とする。

一 規則第18条の2第4項第1号又は第2号に定める期間（以下この項及び次項において「最長支給単位期間」という。）において使用されるべき普通交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額

二 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額にこの条の第2項第2号ロに規定する月数（次号及び次項において「残月数」という。）を乗じて得た額

三 (略)

8 この条の第2項第2号ロの

「人事院の定める額」は、15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はこの条の第1項各号に掲げる事由に係る支給単位期間における残価額及び支給単位期間における特別料金等残価額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）とする。ただし、規則9—24第16条第4項に規定する通勤手当を支給されている場合にあつては、次に掲げるいずれか低い額（事由発生月が最長支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）とする。

一 15万円に事由発生月の翌月から最長支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額

二 その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道

三 (略)

7 この条の第2項第2号ハの

「人事院の定める額」は、5万5千円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はこの条の第1項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての支給単位期間における残価額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）とする。ただし、規則第18条の2第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合にあつては、次に掲げるいずれか低い額（事由発生月が最長支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）とする。

一 5万5千円に事由発生月の翌月から最長支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額

二 その者の利用する全ての普通交通機関等につき、第4項

等につき、第4項第2号イ(1)及び(2)に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ同号イ(1)又は(2)に定める額の合計額及び次に掲げる額の合計額

イ 最長支給単位期間において使用されるべき次に掲げる普通交通機関等及び新幹線鉄道等に係る定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

(1) 通用期間が6箇月を超える定期券 当該定期券に係る支給単位期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの当該支給単位期間に係る6箇月超定期券支給基本額及び6箇月超新幹線等定期券支給基本額の合計額

(2) 通用期間を支給単位期間と同じくする定期券 その通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額及び特別料金等相当額の合計額

第2号イ(1)及び(2)に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ同号イ(1)又は(2)に定める額の合計額及び次に掲げる額の合計額

イ 最長支給単位期間において使用されるべき次に掲げる普通交通機関等に係る定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

(1) 通用期間が6箇月を超える定期券 当該定期券に係る支給単位期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの当該支給単位期間に係る6箇月超定期券支給基本額

(2) 通用期間を支給単位期間と同じくする定期券 その通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額

ロ 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額に残月数を乗じて得た額及び新幹線鉄道等に係る回数乗車券等の通勤21回分の特別料金等相当額に残月数を乗じて得た額の合計額

ハ (略)

(削る)

(削る)

ロ 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額に残月数を乗じて得た額

ハ (略)

8 通用期間が6箇月を超えない  
一体定期券が発行されている場合における新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額は、特別料金等が含まれた定期券の運賃等の払戻しを事由発生月の末日にしたものとして得られる額と第3項の額との差額の2分の1に相当する額とする。

9 この条の第3項第1号ロの「人事院の定める額」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 通用期間が6箇月を超える定期券のみを使用している場

合 この条の第1項第2号に  
掲げる事由が生じた場合に  
あつては当該事由に係る新幹  
線鉄道等（同号の改定後に1  
箇月当たりの特別料金等2分  
の1相当額等が2万円を超え  
ることとなるときは、その者  
の利用する全ての新幹線鉄道  
等）、同項第1号、第3号又  
は第4号に掲げる事由が生じ  
た場合にあつてはその者の利  
用する全ての新幹線鉄道等に  
つき、定期券の特別料金等の  
価額を当該定期券の通用期間  
の月数で除して得た額（その  
額に1円未満の端数があると  
きは、その端数を切り捨てた  
額）に事由発生月の翌月から  
支給単位期間に係る最後の月  
までの月数を乗じて得られる  
額の2分の1に相当する額  
（その額に1円未満の端数が  
あるときは、その端数を切り  
捨てた額。以下「支給単位期  
間における特別料金等2分の  
1残価額」という。）

二 通用期間が6箇月を超える

定期券と通用期間を支給単位  
期間と同じくする定期券とを  
併用している場合 次に掲げ  
る場合の区分に応じ、それぞ  
れ次に定める額

イ この条の第1項第2号に

掲げる事由が生じた場合

当該事由に係る新幹線鉄道

等につき、次に掲げる定期

券の区分に応じ、それぞれ

次に定める額（同号の改定

後に1箇月当たりの特別料

金等2分の1相当額が2万

円を超えることとなるとき

は、その者の利用する全て

の新幹線鉄道等につき、次

に掲げる定期券の区分に応

じ、それぞれ次に定める額

の合計額)

(1) 通用期間が6箇月を超

える定期券 支給単位期

間における特別料金等2

分の1残価額

(2) 通用期間を支給単位期

間と同じくする定期券

払戻金2分の1相当額

ロ この条の第1項第1号、  
第3号又は第4号に掲げる  
事由が生じた場合 その者  
の利用する全ての新幹線鉄  
道等につき、イ(1)及び(2)に  
掲げる定期券の区分に応  
じ、それぞれイ(1)又は(2)に  
定める額の合計額

(削る)

10 通用期間が6箇月を超える  
一体定期券が発行されている場  
合における支給単位期間におけ  
る特別料金等2分の1残価額  
は、6箇月超特別料金等定期券  
の価額を当該6箇月超特別料金  
等定期券の通用期間の月数で除  
して得た額（その額に1円未満  
の端数があるときは、その端数  
を切り捨てた額）に事由発生月  
の翌月から支給単位期間に係る  
最後の月までの月数を乗じて得  
られる額と当該6箇月超特別料  
金等定期券と同じ通用期間の距  
離制等による通常の定期券の価  
額を当該通常の定期券の通用期  
間の月数で除して得た額（その

(削る)

額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)  
に事由発生月の翌月から支給単  
位期間に係る最後の月までの月  
数を乗じて得られる額との差額  
の2分の1に相当する額(その  
額に1円未満の端数があるとき  
は、その端数を切り捨てた額)  
とする。

1.1 この条の第3項第2号ロの  
「人事院の定める額」は、次に  
掲げる額の合計額とする。

一 規則第18条の2第4項第  
3号に定める期間(次号及び  
次項において「最長支給単位  
期間」という。)において使  
用されるべき新幹線鉄道等に  
係る定期券のうちその通用期  
間の始期が事由発生月の翌月  
以後であるものに係る特別料  
金等2分の1相当額

二 最長支給単位期間において  
使用されるべき新幹線鉄道等  
に係る回数乗車券等の通勤2  
1回分に係る特別料金等2分  
の1相当額にこの条の第3項

(削る)

第2号ロに規定する月数（次  
項において「残月数」とい  
う。）を乗じて得た額

12 この条の第3項第2号ハの  
「人事院の定める額」は、2万  
円に事由発生月の翌月から支給  
単位期間に係る最後の月までの  
月数を乗じて得た額又はこの条  
の第1項各号に掲げる事由に係  
る新幹線鉄道等についての支給  
単位期間における特別料金等2  
分の1残価額のいずれか低い額  
（事由発生月が支給単位期間に  
係る最後の月である場合にあっ  
ては、零）とする。ただし、規  
則第18条の2第4項第3号に  
掲げる通勤手当を支給されてい  
る場合にあっては、次に掲げる  
いずれか低い額（事由発生月が  
最長支給単位期間に係る最後の  
月である場合にあっては、零）  
とする。

二 2万円に事由発生月の翌月  
から最長支給単位期間に係る  
最後の月までの月数を乗じて  
得た額

二 その者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、第9項第2号イ(1)及び(2)に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ同号イ(1)又は(2)に定める額の合計額及び次に掲げる額の合計額

イ 最長支給単位期間において使用されるべき次に掲げる新幹線鉄道等に係る定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

(1) 通用期間が6箇月を超える定期券 当該定期券に係る支給単位期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの当該支給単位期間に係る6箇月超新幹線等定期券支給基本額

(2) 通用期間を支給単位期間と同じくする定期券 その通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものに係る特別料金等2分の1相当額

(削る)

ロ 最長支給単位期間において使用されるべき新幹線鉄道等に係る回数乗車券等の通勤 2 1 回分の特別料金等 2 分の 1 相当額に残月数を乗じて得た額

(削る)

1 3 通用期間が 6 箇月を超えない一体定期券が発行されている場合における橋等についてのこの条の第 4 項第 1 号の「得られる額」は、特別運賃等が含まれた定期券の運賃等の払戻しを事由発生月の末日にしたものとして得られる額と第 3 項の額との差額とする。

1 4 この条の第 4 項第 2 号の「人事院の定める額」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 通用期間が 6 箇月を超える定期券のみを使用している場合 この条の第 1 項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る橋等、同項第 1 号、第 3 号又は

第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての橋等につき、定期券の特別運賃等の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得られる額（以下「支給単位期間における特別運賃等残価額」という。）

二 通用期間が6箇月を超える定期券と通用期間を支給単位期間と同じくする定期券とを併用している場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ この条の第1項第2号に掲げる事由が生じた場合  
当該事由に係る橋等につき、次に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 通用期間が6箇月を超

(削る)

える定期券 支給単位期  
間における特別運賃等残  
価額

(2) 通用期間を支給単位期  
間と同じくする定期券  
この条の第4項第1号の  
「得られる額」

ロ この条の第1項第1号、  
第3号又は第4号に掲げる  
事由が生じた場合 その者  
の利用する全ての橋等につ  
き、イ(1)及び(2)に掲げる定  
期券の区分に応じ、それぞ  
れイ(1)又は(2)に定める額の  
合計額

15 通用期間が6箇月を超える  
一体定期券が発行されている場  
合における支給単位期間におけ  
る特別運賃等残価額は、6箇月  
超特別運賃等定期券の価額を当  
該6箇月超特別運賃等定期券の  
通用期間の月数で除して得た額  
(その額に1円未満の端数があ  
るときは、その端数を切り捨て  
た額)に事由発生月の翌月から  
支給単位期間に係る最後の月ま

での月数を乗じて得られる額と  
当該6箇月超特別運賃等定期券  
と同じ通用期間の距離制等によ  
る通常の定期券の価額を当該通  
常の定期券の通用期間の月数で  
除して得た額（その額に1円未  
満の端数があるときは、その端  
数を切り捨てた額）に事由発生  
月の翌月から支給単位期間に係  
る最後の月までの月数を乗じて  
得られる額との差額とする。

9 この条の第3項の規定により  
事由発生月の翌月以降に支給さ  
れる給与からこの条の第2項に  
定める額を差し引く場合には、  
返納に係る通勤手当が支給され  
た日の属する年度内においてそ  
の日の属する月の翌月以降に支  
給される通勤手当から一時に差  
し引くものとする。ただし、当  
該通勤手当の額がこの条の第2  
項に定める額に満たない場合  
には、当該年度内においてその日  
の属する月の翌月以降に支給さ  
れる通勤手当その他の給与から  
一時に差し引くものとする。

16 この条の第5項の規定によ  
り事由発生月の翌月以降に支給  
される給与からこの条の第2項  
から第4項までに定める額を差  
し引く場合には、返納に係る通  
勤手当が支給された日の属する  
年度内においてその日の属する  
月の翌月以降に支給される通勤  
手当から一時に差し引くものと  
する。ただし、当該通勤手当の  
額がこの条の第2項から第4項  
までに定める額に満たない場合  
には、当該年度内においてその日  
の属する月の翌月以降に支給  
される通勤手当その他の給与か

10 この条の第2項に定める額は、返納に係る通勤手当を支給した俸給の支給義務者に対して返納させるものとする。

#### 規則第19条関係

- 1 (略)
- 2 この条の第2項第5号の「人事院の定める事由」は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。
  - 一 長期間の研修等のための旅行をしている場合であって、当該研修等及び行政機関の休日により月の初日から末日までの期間の全日数にわたり当該月に通常勤務官署に勤務しないこととなることにより当該研修等に係る施設が規則9—24第2条第1項の「勤務官署」とされている期間の終了
  - 二 地震、水害、火災その他の災害の被害により運行を休止している交通機関等の運行再

ら一時に差し引くものとする。

17 この条の第2項から第4項までに定める額は、返納に係る通勤手当を支給した俸給の支給義務者に対して返納させるものとする。

#### 第19条の3関係

- 1 (略)
- 2 この条の第2項第5号の「人事院の定める事由」は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。
  - 一 長期間の研修等のための旅行をしている場合であって、当該研修等が月の初日から末日までの期間の全日数にわたることにより当該研修等に係る施設が規則第2条第1項の「勤務官署」とされているときにおける当該研修等の終了

(新設)

開（これにより通勤経路が変更されることとなるものに限る。）

三 （略）

3 前項第1号又は第2号に掲げる事由が生ずることが明らかである場合におけるこの条の第2項の「当該事由が生ずることとなる日の属する月」は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる月とする。

一 前項第1号に掲げる事由

当該研修等に係る施設が規則9—24第2条第1項の「勤務官署」とされている期間の終了する日の属する月

二 前項第2号に掲げる事由

運行を休止している交通機関等の運行を再開する日の属する月の前月（その日が月の末日である場合にあつては、その日の属する月）

規則第22条関係

（略）

二 （略）

3 前項第1号に掲げる事由が生ずることが明らかである場合におけるこの条の第2項の「当該事由が生ずることとなる日の属する月」は、当該研修等の終了する日の属する月の前月（その日が月の末日である場合にあつては、その日の属する月）とする。

（新設）

（新設）

第21条関係

（略）

別表第1及び別表第2を次のように改める。



# 通勤手当認定簿

氏名		職員番号		組織・所属				事実発生年月日		令和	年	月	日						
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある職員（交替制勤務等）		算出式		届出年月日		令和		年	月	日	受理年月日		令和	年	月	日			
1箇月当たりの平均通勤所要回数				回		受		令		年	月	日	受		令		年	月	日
順路	算出の基礎となる普通交通機関等			定期券回数その他	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額		1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	支給月	備考							
	普通交通機関等の名称	利用区間	回数券その他		定期券	回数券その他	定期券												
普通交通機関等利用者	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
	7																		
	8																		
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額																			
自動車等の額 (法第12条第2項第2号の額) (自動車等の使用距離 km)																			
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号				1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額															

順路	算出の基礎となる新幹線鉄道等		定期券回数その他	特別料金等の額の算出基礎		特別料金等相当額		1箇月当たりの特別料金等相当額	新幹線鉄道等の認定期間	支給月	備考
	新幹線鉄道等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券				
新幹線鉄道等利用者	1										
	2										
	3										
	4										
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額											

1箇月当たりの運賃等相当額の合計額、自動車等の額及び1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額の合計額が150,000円を超えるとき	150,000円 × [ 箇月 ] = 円	
--	-----------------------	--

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	各庁の長の確認・決定欄	備考
支給額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	令和 年 月 日 官職 氏名	

決定事項	法第12条第1項 該当・非該当 <input type="checkbox"/> 該当 ( <input type="checkbox"/> 規則第5条 ) <input type="checkbox"/> 非該当 理由 { }	返納事由	返納事由	返納対象普通交通機関等及び新幹線鉄道等	払戻金相当額の算出基礎	払戻金相当額	備考
		1	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円
2	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円		
3	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円		
	手当額の決定 法第12条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 規則第8条の2 ( 通勤所要回数 回 ) <input type="checkbox"/> 規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 法第12条 <input type="checkbox"/> 第3項 <input type="checkbox"/> 第4項 ( <input type="checkbox"/> 規則第15条第1項第3号 ) ( <input type="checkbox"/> 規則第15条第1項第4号 )	1箇月当たりの運賃等相当額等及び1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が150,000円を超えていた場合 規則第18条第2項第2号の月数と人事院の定める額 (算出基礎)			(算出基礎) 月	円	

以 上